

令和4年12月30日

投資信託に係る非課税口座約款の改定について

平素は北海道信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、下記のとおり令和5年1月4日付で「非課税口座約款」を改定しますので、お知らせいたします。

記

1. 改定日

令和5年1月4日（水）

2. 対象約款

非課税口座約款

3. 改定内容

平成28年以前に非課税口座を開設し、個人番号未告知等の理由から平成30年以降の非課税管理勘定が設定されていないお客さまの非課税口座廃止のため、下表のとおり条項を追加いたします。

改定後	改定前
1. ～ 15. (略)	1. ～ 15. (略)
<u>16. 個人番号未告知口座の取扱い</u> <u>個人番号未告知等の理由により、申込者の非課税管理口座に2018年以降の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定されていない場合は、2023年4月1日に当金庫に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。</u>	<u>(追加)</u>
<u>17. 約款の変更</u> (略)	<u>16. 約款の変更</u> (略)
以上 (令和5年1月改訂)	以上 (令和3年4月改訂)

以上